

発達障害児に関わる医師の確保及び環境整備について

「発達障害者支援法」(平成17年4月1日施行。以下「法」という。)の施行以来、発達障害に対する社会的認知の広がりにより、支援を必要とする発達障害児は増加傾向にある。

発達障害の早期診断、早期治療及び適切な早期発達支援は、発達障害児が抱える生きづらさや保護者の不安を軽減するとともに、周囲からの理解を得て、社会に適応していくためには大変重要である。

法においても、症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であり、早期発見・早期の発達支援のために必要な措置を講じることは、国及び地方公共団体の責務とされている。さらに早期支援の実現は、子育てが思うようにいかないことから引き起こされる虐待の防止やその後の二次障害の予防にも効果が期待できる。

しかしながら、発達障害の専門的な診療ができる医師や医療機関は不足しており、全国的に発達障害の診断にかかる初診待機が長期化している状況にある。

こうした現状を踏まえ、国では、専門的な医療機関と連携を図りながら地域の医師が発達障害の診療・支援を行える体制の構築に向けて「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業」や「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」を補助事業として実施しているものの、連携先となる地域の医療機関を確保するには未だ困難な状況にあり、その実効性については十分とは言い難い。

については、専門的な診療ができる医師の確保や地域における発達障害児の診療体制の構築を更に推進するため、次の事項について要望する。

- 1 専門的な診療ができる医師が安定的に確保されるよう、専門的に発達障害の診療及び発達支援を行うことができると認める医療機関においては、「小児特定疾患カウンセリング料」の年数制限を廃止するとともに、療養上必要な場合に限り家族に対するカウンセリングも算定を可能とする等専門性を評価した診療報酬の見直しを行うこと。
- 2 地域の医療機関との連携を推進するため、専門的な医療機関と連携し発達障害児の診療・支援を行う地域の医療機関(かかりつけ医含む)に対して診療報酬上の評価を新設すること。

- 3 傷病時においても発達障害児が地域の医療機関で受診機会が確保されるよう、歯科では診療が著しく困難な場合に算定される「診療特別対応加算」を医科にも新設すること。

令和元年5月21日

厚生労働大臣 根本 匠 様

九都県市首脳会議

座長	東京都知事	小 池	百合子
	埼玉県知事	上 田	清 司
	千葉県知事	森 田	健 作
	神奈川県知事	黒 岩	祐 治
	横浜市長	林	文 子
	川崎市長	福 田	紀 彦
	千葉市長	熊 谷	俊 人
	さいたま市長	清 水	勇 人
	相模原市長	本 村	賢太郎